

国民年金保険料の強制徴収の取組強化などに関連した 保険料詐取にご注意下さい!!

年金事務所などの職員をかたり、国民年金保険料を詐取される被害が発生しており、次のような事例が報告されていますので、ご注意ください。

<被害にあった事例>

- **「年金事務所」** の職員を名乗る男性がおお客様の自宅を訪問し「滞納している国民年金保険料を支払わないと差押えする」と言われ、お客様は男性に現金を支払ってしまった。その際、後日送付すると言われた領収書が届かないため年金事務所に照会したところ、年金事務所の職員をかたった国民年金保険料の詐取であることが発覚しました。
- **「区役所から委託を受けた民間会社」** の職員を名乗る男性が、お客様の自宅に国民年金保険料を集金に来るので、毎月現金を支払っていた。
- **「日本年金機構」** の職員を名乗る男性が、お客様の自宅に国民年金保険料を集金に来るので、毎月現金を支払っていた。
集金に来なくなったので年金事務所に照会したところ、日本年金機構の職員が訪問して国民年金保険料を集金した事実はなく、日本年金機構の職員をかたった国民年金保険料の詐取であることが発覚しました。

<ここがポイント!!>

【区役所職員や区役所が委託した会社が保険料の支払いをお願いすることはありません】

国民年金保険料の支払いをお願いするために、お客様の自宅への訪問や電話をするのは、年金事務所の職員か日本年金機構が業務委託した民間事業者だけです。市区役所や町村役場が国民年金保険料を集金することはありません。

【日本年金機構が発行した写真付身分証明書を確認してください】

年金事務所の職員や日本年金機構が業務委託した民間事業者が、国民年金保険料の支払いをお願いするために、お客様の自宅を訪問する場合は、日本年金機構が発行した写真付身分証明書を携行し、訪問の際に必ず提示しますので、身分証明書を確認してください。また、日本年金機構が業務委託した民間事業者は、必ず日本年金機構から業務を委託されている事、会社名、氏名を名乗ることになっています。

【保険料の支払いには日本年金機構から送付した保険料納付書が必要です】

日本年金機構が業務委託した民間事業者が、国民年金保険料をお預かりする場合は、日本年金機構がお客様に送付した保険料納付書が必要です。お客様が保険料納付書をお持ちでない場合、日本年金機構から業務を委託されている民間事業者も保険料をお預かりすることはできません。

【領収書は必ず受け取ってください】

年金事務所の職員や日本年金機構が業務委託した民間事業者が、お客様の自宅を訪問して、国民年金保険料をお預かりする場合は、領収証書を発行しますので、必ず受け取ってください。

※日本年金機構は、国民年金保険料の納付の情報など、個人情報の保護管理やセキュリティ対策を実施して情報漏えいの防止に努めています。また、委託業者に対しても個人情報管理の点検を義務付けるなど情報漏えいの防止を徹底しています。

～不審な電話や訪問があった場合は～

- ・できるだけ1人で対応せず、相手の名前・所属・用件を聞き、メモを控えて家族等に相談してください。
- ・怪しいと感じたら、口座番号等の個人情報を話したり、支払いをせずに、日本年金機構本部、または、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構 本部
電話：03-5344-1100 「お客様の声担当」 [2] を押してください。

詳しくは、稚内年金事務所(電話0162-32-1941)または町民課保健福祉グループ(電話5-1115内線159、告知端末機5-8815)にお問い合わせください。